



報道関係者 各位

平成29年11月2日（木）

【照会先】

佐賀労働局労働基準部（監督課）

課 長 小路 規与

監察 監督官 宅島 俊博

電話 0952-32-7169

佐賀労働局長が「ベストプラクティス企業」を職場訪問します

～11月13日（月）、味の素株式会社 九州事業所を職場訪問～

佐賀労働局長（松森 靖）は、働き方改革に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」として、味の素株式会社 九州事業所を訪問し、取組の見学や取組の効果について意見交換を行います。

佐賀労働局では、11月の「過重労働解消キャンペーン」月間の取組として、「ベストプラクティス企業」への職場訪問を行い、当該企業の働き方改革に向けた積極的な取組事例を収集するとともに、他の企業に対し広く紹介することで、過重労働解消に向けた気運の醸成を図ります。

ベストプラクティス企業 味の素株式会社 九州事業所

日 時：平成29年11月13日（月） 11:00～12:00

場 所：佐賀市諸富町大字諸富津450

内 容 予 定

- ★ 長時間労働削減取組事例などの発表
- ★ 味の素九州事業所長と佐賀労働局長との意見交換
- ★ 製造現場の巡視（製造現場における「働き方改革」の具体的取組みなど）

— 是非取材をお願いします！！ —

取材をご希望の場合は、事前に佐賀労働局労働基準部監督課（0952-32-7169）まで、ご連絡ください。